

給水装置工事施行基準 2023 改訂内容

- ・目次の改訂

記載レベルの統一（解説内の番号が目次に記載されているものと、されていないものがあったため、記載しないことで統一）

- ・特定機器の対象の整理

＜解説＞に記載されている具体的な対象を本文へ記載して整理。

P. 6

「特定機器とは、給水装置に直結する飲用に供さない機器類や、非常時用貯水槽とし、その取扱いは以下のとおりとする。」⇒

「特定機器とは、給水装置に直結する冷凍機器、洗髪器、歯科用ユニット、加湿器、非常時用貯水槽、料理用直結器具、給湯循環器、蒸気ボイラー、その他管理者が指定するものとし、その取扱いは以下のとおりとする。」

＜解説＞（1）を削除し、（2）以降の条ずれ修正

- ・民法改正による土地使用承諾の取り扱い変更に伴う改訂

P. 8

「工事に関する同意承諾の取得確認（土地承諾、分岐承諾、その他利害関係）」⇒

「工事に関する同意承諾の取得確認（土地の使用承諾や通知、分岐承諾、その他利害関係）」

P. 46

「他人地に給水装置を設置する場合、当該土地所有者より、土地を使用することについて承諾を得ていることを証する書類を提出すること。」⇒

「他人地に給水装置を設置する場合、当該土地所有者より、土地を使用することについて承諾を得ること。なお、給水装置の設置に合理的な理由がある場合は通知によることができる。」

P. 107

「利害関係人承諾書」⇒「給水管分岐・増径承諾書」

「（1）土地の使用及び占用に関する承諾」⇒削除

「（2）給水管の分岐に関する承諾」⇒削除

- ・ワンルームの判断基準の整理

判断基準に曖昧さがあり、統一した判断ができないため、曖昧な表現を削除。

P. 16

「1戸当たりの延べ床面積が概ね30m²以下の住居とし、利用形態に応じ決定する。」⇒

「1戸当たりの延べ床面積が30m²以下の住居とする。」

- ・分岐口径の整理

P. 30、P. 31 で配水管からの宅地内第一止水栓までの口径を定めているが、既設建物に対する特例措置の記載が P. 90 にされている。分かり易いように、記載箇所を P. 30 へ移動する。

また、3～6階直結直圧建物については、給水管の口径検討にて口径を決定して問題ないことが確認できればよいことから、規制を撤廃する。

P. 30、P. 31

「なお、住宅用スプリンクラーを設置する建築物、3～6階直結直圧及び直結増圧給水方式の建築物の場合は、25mm を最小口径とする。」⇒

「なお、住宅用スプリンクラーを設置する建築物の場合は、25mm を最小口径とする。ただし、既設建築物の場合、引込み口径は 20mm 以上でもよいこととする。」

P. 90

(9)、(10) 削除

- ・既設止水栓のオフセット記入の明文化

新設後に止水栓が埋没して、維持管理が困難となる事例がある。

そこで、給水装置工事の際に既設止水栓の位置を確認することで、給水装置の全体が適切かを把握できるようにすることを目的とし、既設止水栓のオフセットも記載することを明文化する。

P. 33

「※止水栓については、既存であっても表記すること。」8) へ追記

- ・ヘッダー詳細図に記載する項目の整理

分岐工法では行き先の明示をしていないため、ヘッダー詳細図についても給水器具への行き先の明示を省略してもよいこととする。

ただし、材質、口径、延長、ヘッダーへの入水箇所と給湯器への分岐箇所については、引続き記載することとする。

P. 39

図 3.7.6 作図例 (3) の改訂

- ・図面に記載する項目の整理

引込工事が行われて以降、工事用申請や一般の申請がされていない場合は、工事用申請や一般の申請をする際に、引込工事の水栓番号を記入することとする。

P. 39

図 3.7.6 作図例 (3) に追記

- ・給水装置工事申請書兼設計書の様式改訂

P. 35

給水装置工事申請兼設計書の様式改訂 (民法改正に伴う改訂、受付日と領収日の削除)

- ・分岐時の立会いでの遵守事項の明文化

穿孔立会時にサドル分水栓や割丁字管が既に設置されている事案が多数あることから、水道局職員が現地到着後に設置することを明文化。

P. 43

「また、水道局職員が現地に到着するまでサドル分水栓や割丁字管の設置及び穿孔作業を行わないこと。」(1)へ追記

- ・メーターボックス受台の仕様を明文化

メーターボックスの受台について、「コンクリートブロックまたはれんが」と明示されているが、性能を規定することへ変更する。

P. 58

「コンクリートブロック又はれんが」⇒

「堅牢なもので、排水を妨げないもの（コンクリートブロック等）」

- ・給湯器接続部の給水管口径に関する文言を整理

給湯器への給水管接続口径は、給湯器のメーカーが出庫時に付属させるブッシングの使用のみ認めていたが、メーカーが付属したブッシングかどうかに関わらず、上流側の給水管口径が給湯器の接続口径よりも小さくなることに変わりないため、文言を整理する。

これに伴い、給水装置工事申請書兼設計書への給湯器号数の記載は不要とする。

P. 39

図 3.7.5 作図例(3)、図 3.7.6 作図例(3)の改訂

P. 90

「メーカー出庫時に給湯器の接続部（上流及び下流）の管口径がメーター口径以下のものであればよい。」⇒

「メーカー出庫時の接続口径に関わらず、給湯器（電気温水器を含む）上流及び下流の口径がメーター口径以下であればよい。なお、メーカーの仕様に従って施工することとし、指定業者の責任でそれを確認すること。」

- ・様式に記載のある事項を削除

P. 107

「水道メーターの使用期間中は装置の点検を行い、水道料金等に未納がないことを支払義務者に確認のうえ、工事完成時には完成検査の申込をします。」削除

- ・字句訂正

P. 231

「建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）別表第一（い）欄に掲げる用途以外の用途に供する建築物で、階数が二以下で、かつ、延べ面積が五百平方メートル以下のものに設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備については、第一、（第一号口を除く。）並びに第二第三号イ及び第四号の規定は、通用しない。」⇒

「建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）別表第一（い）欄に掲げる用途以外の用途に供する建築物で、階数が二以下で、かつ、延べ面積が五百平方メートル以下のものに設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備については、第一、（第一号口を除く。）並びに第二第三号イ及び第四号の規定は、適用しない。」

- ・主な使用材料に記載する項目の整理

主な使用材料に記載の管延長が図面と一致しないことが多く、図面に延長が記載されていれば、延長を記載する目的は十分果たされることから、管類（管や継手）の数量は、一式で記載することとする。

なお、付属具類や器具類については、その口径や数量が図面では判別できない場合もあり、確認する必要があることから、引続き具体の数量を記載することとする。

P. 108

「管材、バルブ、機器等の主要材料を記入すること。」⇒

「管類、付属具類、器具類を材料毎、口径毎に記入すること。管類の数量は一式とすること。」

- ・申込みの成立日と工事施行の承認日の整理

申込みの成立日と施工の承認日を分けて記載する必要性がないことから、記載方法を整理する。

P. 109

「2. 申込みの成立」⇒削除

3. 以降の条ずれ修正

「工事申込み成立後、工事費概算額の納付を確認した日が、工事施工の承認日とする。なお、その他許可申請を必要とする工事は、その許可日以降に工事を開始すること。」⇒

「書類の内容に訂正等の必要性がないことを確認後、配水課が手数料及び分担金、工事費概算額等の納付を確認した日を工事施工の承認日とする。なお、その他許可申請を必要とする工事は、その許可日以降に工事を開始すること。」

- ・国道事務所のFAX番号、建設事務所の組織名変更

P. 176

「334-1630」⇒「334-1998」

「道路管理課事務係」⇒「道路管理課事務担当」

- ・水道局の組織改正に伴う、所属と連絡先の変更

P. 176

「東部センター工事係」⇒削除
「東灘区田中町5丁目3-23」⇒削除
「451-2040」⇒「945-7694」
「中部センター工事係」⇒「東部水道管理事務所」
「西部センター工事係」⇒「西部水道管理事務所」
「垂水センター工事係」⇒削除
「垂水区本多聞2丁目11-1」⇒削除
「783-8784」⇒「742-8830」
「北センター工事係」⇒「北部水道管理事務所」

- ・シール門標の整理

P. 270

図の差替え

「工事用申請（K番）」⇒「工事用申請（K番）、臨時用申請（R番）」
「臨時用申請（R番）」⇒削除

- ・奥付の改訂

「令和5年4月 」追記
「神戸市中央区加納町6-5-1」⇒「神戸市中央区橘通3丁目4番2号」